

北区ネーミングライツ 導入ガイドライン

東京都北区

令和8年4月

目次

1	ガイドラインの目的	4
2	ネーミングライツの概要と導入の目的	4
3	導入のメリット	4
3-1	ネーミングライツパートナーのメリット	4
3-2	区及び区民のメリット	5
4	ネーミングライツの募集	5
4-1	特定募集型	5
4-2	提案募集型	5
5	ネーミングライツ導入の手続きに係る流れ	5
6	対象の施設等	7
7	愛称	7
7-1	愛称の命名条件	7
7-2	使用を禁止する愛称	7
7-3	愛称の使用	7
7-4	愛称の変更	8
8	契約期間	8
9	ネーミングライツ料	8
9-1	算定方法	8
9-2	用途	8
9-3	ネーミングライツ料の設定	9

10 募集要項.....	9
11 ネーミングライツパートナーの募集等	10
12 選定方法.....	12
13 ネーミングライツパートナーの決定	13
14 契約の締結と公表	13
15 費用負担.....	14
16 契約の解除	14
17 ネーミングライツ料等の返還.....	14
18 契約の更新	15
19 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点.....	15
20 リスク負担.....	16
21 その他.....	16
22 導入までの全体の流れと役割(特定募集型・ソフト事業)	17
23 導入までの全体の流れと役割(提案募集型).....	18

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、東京都北区(以下「区」という。)の公共施設等(公共施設のほか、公共施設を構成する一部の施設を含むものとする。)やイベント・講座等のソフト事業(以下「ソフト事業」という。)において、命名権(以下「ネーミングライツ」という。)を導入するに当たって、適正な運用を図るため、対象施設やソフト事業の募集方法、応募者の選定方法、契約等について基本的な考え方をまとめたものである。

従って、各部局はネーミングライツの導入に当たっては、本ガイドライン、東京都北区ネーミングライツ事業実施要綱並びに東京都屋外広告物条例及び東京都北区景観づくり条例等に従って運用に当たるものとするが、個別施設等の特性を踏まえた検討の結果、別の基準を設定することが適当と考えられる事項については、ガイドラインの趣旨を踏まえたうえで、弾力的に運用することができるものとする。

なお、このガイドラインは、ネーミングライツ事業への応募を検討する民間事業者等にあらかじめ区の方針を示すため、区ホームページ等を通じて公開することとする。

2 ネーミングライツの概要と導入の目的

ネーミングライツ事業とは、区が所有する公共施設等やソフト事業(以下「施設等」という。)に事業者名や商品名等を冠した愛称を付与する権利を、民間事業者等(以下「ネーミングライツパートナー」という。)へ付与することにより、その対価(ネーミングライツ料)を得るものである。

ネーミングライツパートナーへの広告機会を拡大し、公共施設等の維持管理のための新たな自主財源を確保することにより、財政の健全化に寄与するとともに、ネーミングライツパートナーとの協働により、公共施設及び区の魅力を向上させ、施設利用者へのサービスの一層の充実を図る。

そして、これらの取り組みを通じて、地域の活性化に資することを目的として、ネーミングライツの導入に積極的に取り組むものとする。

3 導入のメリット

3-1 ネーミングライツパートナーのメリット

(1) PR効果

区が所有する施設等に事業者名、商品名等の愛称を付与することによる、メディアへの露出、施設利用者やイベント等参加者への広告効果

(2) 地域の活性化に貢献(CSR)

事業者名を冠したソフト事業の実施や、区とのタイアップイベント等の実施による地域の経済、観光、産業の活性化への貢献

(3) ネーミングライツパートナーのイメージアップ

施設等の愛称や地域活性化策を通じた、事業者や商品のイメージアップ

3-2 区及び区民のメリット

- ① 施設等の魅力向上やメディア露出等による北区のPR効果
- ② 施設等の運営・維持管理や事業の実施等のための安定的な財源の確保
- ③ 当該施設等を活用したイベントや事業の実施に当たり、ネーミングライツパートナーとの協働を推進することによる区民サービスの向上

4 ネーミングライツの募集

ネーミングライツの募集は、特定募集型と提案募集型により行う。

4-1 特定募集型

区が対象となる施設等を選定し、施設等ごとに所管部局において募集要項等を作成し、募集を行う。

4-2 提案募集型

対象となる施設等を特定せず、ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等から、施設等、愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を含めた提案を募集する。

提案募集型への応募については、対象となり得る施設等であるかの判断や愛称の条件等の確認が必要であるため、北区ネーミングライツ事業事前相談申込書(第1号様式)を提出のうえ、事前相談を行うこと。

また、提案募集型については、施設等の規模や知名度により複数の応募が見込まれる場合には、所管部局の判断及びネーミングライツ検討委員会(以下「検討委員会」という。)の審査により、特定募集型に転換することがある。

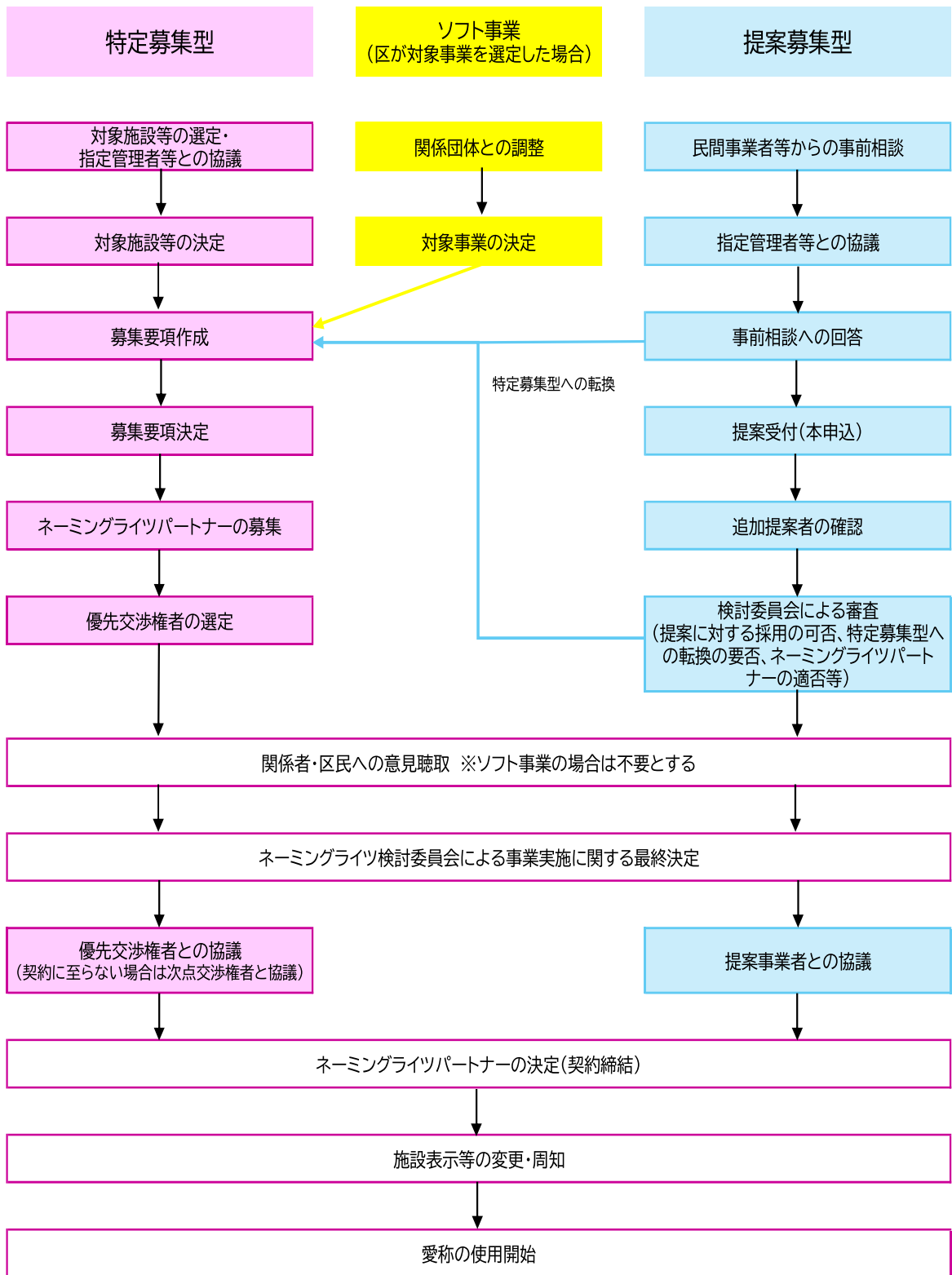
さらに、本申込があった場合は、他の提案者との公平性を確保するため、対象施設について提案があった旨を区ホームページにおいて30日間公表し、追加提案を募集する。

なお、この公表においては、ネーミングライツ料、法人名、愛称案等、応募者が特定される可能性のある情報は公表しない。

5 ネーミングライツ導入の手続きに係る流れ

手続きの流れは、6頁「ネーミングライツ導入の手続きの流れ(全体像)」のとおりとし、ネーミングライツ導入に係る事務手続きは各部局が行うものとする。各部局の詳細な手続き及び役割については、導入までの全体の流れと役割(17・18頁)のとおりとする。

■ネーミングライツ導入の手続きの流れ(全体像)



※各部署、事務局の役割分担については、導入までの全体の流れと役割(17・18頁)を参照してください。

6 対象の施設等

導入対象とする施設等は、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園等、区の公共的な施設(及びそれらの一部)等や区が実施する事業とし、施設等の設置目的、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮し、広告媒体としての価値(広告効果)を見極めながら、ネーミングライツ導入の効果が発揮されるよう、おおむね次の観点により選定するものとする。

- ① 不特定多数の区民が利用し、広告効果が見込めるか。
- ② 導入経費や事務量に比べ、導入によって得られる相当な対価やメリットが見込めるか。
- ③ 施設等の設置目的を阻害する恐れはないか。

また、庁舎、学校、保育園等のほか、施設名称の設定に特段の経緯があるもの(ココキタ、スペースゆう等)または施設の性格上ネーミングライツの導入が適当でないものは、対象から除く。

7 愛称

7-1 愛称の命名条件

施設等の設置目的や性格にふさわしい愛称とし、親しみやすく、呼びやすい名称で区民の理解が得られるものとする。また、特定の地名やキーワードを含めるなど、区の希望に沿った条件を募集要項等で設定可能とする。

7-2 使用を禁止する愛称

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公共性またはその品位を損なうおそれのあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- ④ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の主義主張に係るもの
- ⑤ 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- ⑥ 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切ではないもの
- ⑧ 第三者の商標権・著作権等の侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- ⑨ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切ではないもの
- ⑩ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ⑪ その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

7-3 愛称の使用

ネーミングライツ導入後、区は愛称を積極的に使用するものとする。ただし、ネーミングライツは区の施設等に愛称を付与する権利にとどまるものであり、ネーミングライツパートナーに対し、看板

や案内サイン等の表示物を自由に設置または変更する権利を付与するものではなく、条例で定める施設名称を変更するものではない。

なお、施設利用者の混乱の回避や議会等への対応のため、条例で定める名称の使用または愛称との併用を妨げるものではない。

また、愛称に関する知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、区はこれを無償で使用できるものとする。

7-4 愛称の変更

愛称の導入による混乱を避けるため、契約期間中は原則として愛称の変更を認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、区とネーミングライツパートナーとの協議により、その可否を決定するものとする。

8 契約期間

(1) 公共施設等の場合

契約期間は原則として3年以上とし、公共施設等の性格等に応じて決定するものとする。ただし、指定管理者制度を導入している施設については、指定期間等を考慮し、契約期間を設定するものとする。

(2) ソフト事業の場合

契約期間は年度ごととし、契約締結日から一連の事業が終了する日までとする。

9 ネーミングライツ料

9-1 算定方法

ネーミングライツ料は、他自治体の類似事例、施設の維持管理費用、事業の運営費用、施設の規模、利用者数、イベント開催数、類似施設との比較などを総合的に勘案し、施設等の特性を踏まえた上で決定するものとする。

また、ネーミングライツ料は金銭に限らず、役務または物品の提供とすることも可能とする。

9-2 用途

ネーミングライツ料は、原則として当該施設の維持管理費用または当該ソフト事業の事業運営費に充てるものとする。

9-3 ネーミングライツ料の設定

募集時のネーミングライツ料の設定は、次のとおりとする。

(1) 金銭による場合

特定募集型の募集については、区が施設等ごとに基準となる価格(最低価格)を設定し、最低価格以上の募集を認める方式または価格を設定せずに民間事業者等から価格の提案を受ける方式とする。

(2) 役務・物品等の提供による場合

特定募集型の募集については、区が施設等ごとに物品及び役務の内容を設定する方式、または内容を設定せずに民間事業者等から提案を受ける方式とする。

※提案募集型については、ネーミングライツ料の条件設定は行わないものとする。

※上記のほか、「金銭による場合」及び「物品・役務等の提供による場合」を組み合わせることも可能とする。

※ネーミングライツ料が「物品・役務等の提供」による場合は、算出根拠となる資料の提出を求めるものとする。

(3) ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料(金銭による場合に限る。)は、原則として各年度の当初に、区が発行する納入通知書により、指定する期日までに一括して納付するものとする。

契約期間が年度の途中から開始する場合または年度の途中で終了する場合のネーミングライツ料は、月割により按分計算するものとし、算定の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

なお、月割計算は月単位で行うものとし、契約が年度の途中から開始する場合は、開始日の属する月を1か月として算入する。また、契約を年度の途中で終了する場合は、終了日の属する月を1か月として算入し、未経過期間は終了日の属する月の翌月から契約期間満了日までの期間とする。

10 募集要項

応募に必要な事項を記載した募集要項を各部局において作成し、検討委員会の審査により募集要項を決定するものとする。

募集要項に記載する主な事項は、次のとおりとする。

- ① 目的・趣旨
- ② 対象施設の概要(名称、所在地、概要)・対象事業の概要
- ③ 募集の概要(ネーミングライツの範囲、愛称に関する条件、愛称名等の設置基準等)

- ④ 契約条件(ネーミングライツ料、ネーミングライツパートナーメリット、契約期間、愛称の使用開始時期等)
- ⑤ 応募方法(募集期間、応募先、質問事項の受付、応募書類等、留意事項等)
- ⑥ 応募資格
- ⑦ 名称変更に伴う費用負担
- ⑧ 選定方法等
- ⑨ 愛称使用開始までのスケジュール
- ⑩ 問い合わせ先
- ⑪ その他必要な事項

11 ネーミングライツパートナーの募集等

(1) 募集方法

原則公募とし、特定募集型については施設等ごとに募集要項等を作成した上で、北区ニュース及び区ホームページ等への掲載により行うものとする。

(2) 募集期間

- ① 特定募集型 原則として30日間以上の募集期間を設定する。
- ② 提案募集型 随時応募を受け付けるものとする。

(3) 応募書類等

応募者が提出する書類は、その都度募集要項に記載するものとする。基本的な書類は次のとおりとする。

- ① 北区ネーミングライツ事業申込書(第3号様式)
- ② 応募資格についての誓約書
- ③ 会社概要
- ④ 定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ⑤ 直近3か年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書
- ⑥ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑦ 直近年度の法人納税証明書
- ⑧ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かる資料
- ⑨ 地域貢献等に対する提案・支援実績等
- ⑩ その他所管部局で必要と認める資料

※応募書類は発行日から3か月以内のものとする。

(4) 応募資格

応募資格を有する者は、区のネーミングライツパートナーとしてふさわしい適格性を有し、責任を持って安定的に事業を実施できる法人格を有する団体とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- ② 公共性またはその品位を損なうおそれのあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- ④ 政治性または宗教性のある事業を行うもの
- ⑤ 公の秩序または善良な風俗に反する事業を行うもの
- ⑥ 行政機関から指名停止等の行政処分を受けているもの
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- ⑧ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- ⑨ 暴力団員等(東京都北区暴力団排除条例(平成24年6月東京都北区条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当するもの
- ⑩ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ⑪ 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれないもの
- ⑫ その他、区がネーミングライツパートナーとして適当ではないと判断するもの

(5) 費用負担

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 秘密の保持

区は、応募及び問い合わせのあった内容について、ネーミングライツ事業の実施に関する目的に限り使用するものとし、それ以外の目的には使用しないものとする。なお、応募書類は返却しないものとする。

(7) 応募がなかった場合の取り扱い

特定募集型の募集について、募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度募集を行うか、または募集を取りやめるものとする。

(8) その他

ネーミングライツの導入に伴う看板等への愛称表示(字体またはロゴマークの使用等)については、北区広告掲載取扱要綱第7条から第9条までの規定を準用し、東京都屋外広告物条例及び東京

都北区景観づくり条例その他関係法令を遵守するものとする。詳細については、それぞれの募集要項において定める。

12 選定方法

(1) ネーミングライツ検討委員会

検討委員会において、ネーミングライツパートナーの適否及び優先交渉権者の選定等について総合的に審査を行う。

特定募集型においては、募集前に募集要項の内容について決定に向けた協議を行い、募集内容を決定する。提案募集型においては、提案内容の妥当性、募集方法の転換の必要性等について審査を行い、事業実施の可否について最終判断を行う。

なお、検討委員会の運営に係る事務局は、経営改革・公共施設再配置推進担当課とする。その他の運営については、別に定める東京都北区ネーミングライツ検討委員会設置要綱によるものとする。

【優先交渉権者】

応募者のうち、ネーミングライツパートナーとしての適格性があり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して区が契約交渉を行う事業者等を指す。

(2) 提案募集型への応募に対する回答

提案募集型への応募(本申込)に対し、ネーミングライツパートナーとしての適格性がないと判断した場合、または提案内容を不採用とする場合、もしくは特定募集型へ転換する取扱いとする場合は、応募を受けた日から原則3か月以内に、理由を付して回答を行う。

(3) 審査項目及び審査のポイント

検討委員会は、おおむね次の視点により審査を行い、各委員の評価点を合計した総合得点が最も高い応募者を優先交渉権者とする。なお、応募者が1者のみの場合であっても審査を行うものとする。また、総合得点が満点の6割に満たない場合は、「該当者なし」とすることがある。

■ 審査項目

	審査項目	審査ポイント	評価内容
1	応募者の適格性	経営の健全性、社会的信用	決算報告書等による経営の状況や安定性、コンプライアンスや法令順守への取組み
2	応募の趣旨	ネーミングライツの目的に合致しているか	区が実施するネーミングライツ事業の目的に合致した提案内容となっているか
3	契約期間	提案期間の妥当性	他応募者との提案期間の比較検討等
4	愛称	(1)親しみやすさ・わかりやすさ	親しみやすく、分かりやすいか
		(2)対象施設等のイメージとの整合性	対象施設等のイメージに合うか
		(3)施設の管理運営への影響	施設の管理運営に影響しないか
5	ネーミングライツ料	提案額の妥当性	最低価格以上であるか。また、他応募者の提案額との比較において妥当な水準であるか
6	地域への貢献等	(1)企業の拠点性	区内に事務所・事業所を有するか、区内での事業実績や指定管理実績があるか
		(2)CSR 活動	社会貢献等の理念、CSR 活動の実績、今後の活動計画
		(3)施設の有効活用や地域活性化につながる提案	創意工夫による魅力的な提案で施設利用の促進やイベントの開催による集客や地域活性化が図れる内容であるか、北区の魅力向上に繋がる提案があるか

(4) 関係者及び区民の意見聴取

優先交渉権者の選定後、関係者及び区民から意見を募集する。意見の募集方法は、施設等の特性や利用者の範囲等を踏まえ、ヒアリング、区ホームページを活用した意見募集、地元説明会、利用者アンケート、有識者への意見聴取などの方法を組み合わせて実施する。

13 ネーミングライツパートナーの決定

関係者及び区民の意見聴取後、再度検討委員会を開催し、事業実施の可否について最終決定を行う。検討委員会において事業実施が可能と判断された場合は、契約条件等を整理した上で、所管部局と優先交渉権者との協議を行い、協議が整ったときは当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定する。また、契約の合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。なお、審査結果については、すべての応募者に対して通知する。

14 契約の締結と公表

(1) 契約

ネーミングライツパートナーの決定後、区とネーミングライツパートナーは、施設等、愛称、ネーミングライツ料、契約期間、契約解除、不測の事態への対応その他ネーミングライツに関する必要な事項について契約を締結する。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーを決定した場合は、ネーミングライツパートナーの名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間その他必要な事項について、北区ニュース及び区ホームページ等により公表する。

15 費用負担

次の表においてネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料のほかに別途負担する。

■ネーミングライツ導入に伴う費用負担

費用負担の区分	区	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更費用※1		○
新設した看板等の修繕・維持管理費用		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット・封筒等の区の印刷物や区ホームページの表示変更費用※2	○	
区に起因する契約解除にかかる費用	○	
ネーミングライツパートナーに起因する契約解除に係る費用		○

※1 敷地内外の表示の変更は、区や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議を行う。

※2 残部数等を考慮の上、切り替え時期などを協議する。

16 契約の解除

ネーミングライツパートナーを決定した後、指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき、ネーミングライツパートナーの要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為等により区または当該施設等のイメージが損なわれるおそれがあるときなど、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合は、区はネーミングライツパートナーの決定を取り消し、または契約を解除することができる。この場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とする。ただし、区の事情または区の責めに帰すべき事由によりネーミングライツの維持が困難となり契約を解除した場合は、原状回復に必要な費用は区の負担とする。

17 ネーミングライツ料等の返還

すでに納付されたネーミングライツ料については、原則として返還しない。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰することができない事由により契約を解除する場合は、契約期間の残期

間に相当するネーミングライツ料を月割りにより算定し、返還するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

18 契約の更新

区は、契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施の可否について判断する。愛称変更による区民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、次期契約について優先的に交渉することができるものとする。ただし、区が新たに募集を行うことを決定した場合は、この限りではない。

また、ソフト事業については、区とネーミングライツパートナーとの協議及び調整の上、事業実施に必要な予算が議会において議決された場合に限り、契約の更新を可能とする。

19 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設である場合は、指定管理者制度等の趣旨を踏まえ、指定管理者に不利益が生じないよう、次の点に留意するものとする。

(1) 導入対象施設等の決定

区は、ネーミングライツの導入に当たり、指定管理者から意見や要望等を聴取した上で、導入の可否を決定する。また、同意書の作成、指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにするものとする。

(2) 費用負担

指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合は、ネーミングライツ料は指定管理に係る管理経費とはみなさないものとする。また、指定管理者とネーミングライツパートナーが異なる場合において、ネーミングライツ導入に伴う費用負担については、表に掲げるもののほか、ネーミングライツ導入に起因して副次的に発生する費用が生じたときは、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び区の三者の協議により費用負担を決定するものとする。

(3) 指定管理者公募要項への記載

指定管理者の公募または更新に合わせてネーミングライツを導入する場合は、あらかじめ指定管理者の公募要項等にその旨を明記し、当該施設においてネーミングライツパートナーを募集する予定であることを周知する。

(4) その他

優先交渉権者が指定管理者以外の場合は、提案内容が指定管理者の事業、施設管理及び施設運営と競合しないよう配慮するものとする。ネーミングライツを導入した場合は、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び区の三者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するため、相互に協力し、良好な関係の維持に努めるものとする。

20 リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合、または愛称が第三者の商標権を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとする。その他、本ガイドラインに定めのないリスク負担が生じた場合は、区とネーミングライツパートナーとの協議により決定するものとする。

21 その他

本ガイドラインは、ネーミングライツ運用状況及びその他の状況に応じ、適宜、見直すこととする。また、ネーミングライツに関することで、本ガイドラインにより難しいと判断されるものについての取り扱いは、別に定めることとする。

2.2 導入までの全体の流れと役割(特定募集型・ソフト事業)

ネーミングライツ 導入の手続きの流れ (全体像)	項目	内容	実施者		
			区		事業者
			事務局	所管 部局	
対象施設等の選定・決定 指定管理者等との協議	対象施設等の選定	・対象施設・ソフト事業を選定		●	
	協議	・指定管理者等との協議を行いネーミングライツの導入について同意を得る。 ・事務局に協議の結果及び今後のスケジュールを報告		●	
募集要項作成	募集要項作成	・募集要項を作成		●	
募集要項決定 (検討委員会の開催)	検討委員会 (募集要項決定)	・事務局が検討委員会を開催 ・募集要項を決定	●	○	
ネーミングライツ パートナーの募集	募集開始	・募集要項を公表し、募集を開始	○	●	
	申込書提出・受付	・北区ネーミングライツ事業申込書の提出及び受付		●	●
	連絡	・所管部局→事務局へ申込書受付を連絡		●	
優先交渉権者の選定 (検討委員会の開催)	検討委員会	・事務局が検討委員会を開催	●	○	
	候補者選定等	・優先交渉権者の選定及び交渉順位の決定			
	審査結果通知	・応募者に審査結果を通知	○	●	
関係者・区民への 意見聴取	意見の募集	・関係者・区民からの意見徴取及び公表 ※1		●	
事業実施に関する決定 (検討委員会の開催)	検討委員会 (事業実施の決定)	・関係者・区民からの意見をもとに事業実施に関する決定を行う。	●	○	
協議・契約締結	契約協議・契約	・事業者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合は契約を締結		●	●
施設表示等の 変更・周知	運用準備	・施設表示等の変更対応等の具体的な段取りを調整		●	●
	愛称の公表	・北区ニュース、HP等で公表	●		
愛称の使用開始	愛称使用開始	・愛称の使用開始		●	●

※1 ソフト事業は、意見聴取不要です。

23 導入までの全体の流れと役割(提案募集型)

ネーミングライツ 導入の手続きの流れ (全体像)	項目	内容	実施者		
			区		事業者
			事務局	所管 部局	
事業者等からの 事前相談	事前相談 申込書提出	・北区ネーミングライツ事業事前相談申込書を提出			●
	事前相談受付	・事務局で上記申込書を受付	●		
	連絡	・事務局→所管部局へ事前相談申込書の受付を連絡	●		
指定管理者等との協議	協議	・所管部局において、施設等や愛称等の条件の確認を行い、提案採用の可否を検討。 ・指定管理者等との協議を行いネーミングライツの導入について同意を得る。		●	
事前相談への回答	回答	・所管部局→事業者へ事前相談申込書に対する回答を行う。		●	
提案受付(本申込)	本申込 提出・受付	・相談者から本申込(北区ネーミングライツ事業申込書)の提出及び受付	●		●
	連絡	・事務局→所管部局へ相談者からの本申込受付を連絡	●		
追加提案者の確認	募集	・提案のあった施設について、HPで公表し、追加提案を募集する。	●		
優先交渉権者の選定 (検討委員会の開催)	検討委員会	・事務局が検討委員会を開催 ・提案に対する採用の可否、適格性、特定募集型への転換について検討	●	○	
	候補者選定	・優先交渉権者の選定及び交渉順位の決定			
	審査結果通知	・応募者に審査結果を通知	○	●	
関係者・区民への 意見聴取	意見募集	・関係者・区民からの意見聴取及び公表 ※1		●	
事業実施に関する決定 (検討委員会の開催)	検討委員会 (事業実施の決定)	・関係者・区民からの意見をもとに事業実施に関する決定を行う。	●	○	
提案事業者との 協議・契約締結	契約協議・契約	・事業者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合は契約を締結		●	●
施設表示等の 変更・周知	運用準備	・施設表示等の変更対応等の具体的な段取りを調整		●	●
	愛称の公表	・北区ニュース、HP等で公表	●		
愛称の使用開始	愛称使用開始	・愛称の使用開始		●	●

※1 ソフト事業は、意見聴取不要です。

北区ネーミングライツ導入ガイドライン

令和8年4月発行

刊行物登録番号 7-3-100

編集・発行 北区政策経営部
経営改革・公共施設再配置推進担当課
〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
TEL 03-3908-9334（直通）